



「OSAKA教職スタンダード（職に応じた指標）」とは

「OSAKA教職スタンダード（共通の指標）」とは別に、「支援学校（学級）の教諭」「養護教諭」「栄養教諭」の3つの職については、その専門性に応じてそれぞれ3項目を設定しています。



支援学校（学級） の教諭

1 ネットワークの構築

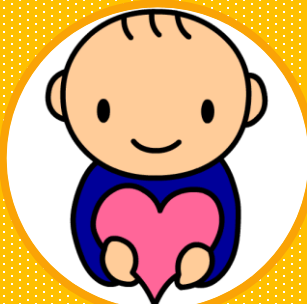
子どもに必要な支援を行うために、福祉・医療・労働などの外部の関係者等との効果的な連携を進めることができる力

2 子ども理解 個の教育的 ニーズに応じた指導・支援

子どもの教育的ニーズが何かを的確に受け止め、支援教育に関わる理論に基づく適切な支援策を指導助言することができる力

3 交流及び共同学習等

地域の学校や通常の学級との交流の中で「ともに学び、ともに育つ」教育を推進できる指導力



養護教諭

1 学校保健活動の推進

子どもの健康課題を把握し、専門性を生かして学校保健を計画・実行していくことができる力

2 学校保健に関わる危機管理

救急処置や事故の未然防止など、学校保健に関して危機管理できる力

3 健康管理及び健康相談

健康診断や感染症予防、健康相談など、健康課題に適切に対応できる力



栄養教諭

1 食に関する指導 個別的な相談指導

子どもの食に関する課題を把握し、専門性を生かして学校全体の食教育を計画・実行していくことができる力

2 栄養管理

学校給食栄養管理者として子どもの実態を把握し、適切な献立作成及び栄養管理を行うことができる力

3 衛生管理

衛生管理責任者として安全・安心な学校給食を実施できる力

※「支援学校（学級）の教諭」は、支援学校・支援学級・通級指導教室・自立支援推進校・共生推進校の教諭が対象となります。



「大阪府教員等育成指標」について

「OSAKA教職スタンダード」（職に応じた指標）

大阪府教員等育成指標について

OSAKA教職スタンダード

スクールリーダースタンド

専門領域【支援学校（学級）の教諭】

第4期

第3期

第2期

第1期

第0期

1 ネットワークの構築

2 子ども理解 個の教育的 ニーズに応じた指導・支援

3 交流及び共同学習等

キャリアの成熟期

地域の支援教育力向上のための連携体制を構築することができる

- 地域の支援教育力を向上させるための連携体制を関係機関と構築することができる。
- 支援教育に関する様々な研修の講師をすることができる。

府の支援教育推進のための中心的な役割を果たすことができる

- 支援の必要な子どもに対する指導内容や支援方法等について、教育実践と支援教育に関する理論等に基づき、体系的に広く府内へ発信することができる。

支援教育推進における組織的な対応の中心となることができる

- 「ともに学び、ともに育つ」教育の先進的な取り組み等を学校内外に発信し、支援教育の理解と啓発を推進することができる。

ミドルリーダー深化期

組織力を高めるためのネットワークを構築することができる

- 支援教育コーディネーターとして、様々な学校で学ぶ支援の必要な子どもに対する連携会議等のコンサルテーションができる。

支援教育に関して広く知識を持ち、地域への発信、教員への指導・助言ができる

- 地域の小・中学校、高等学校等で学ぶ支援の必要な子どもに対する指導内容や支援方法等について実践的な指導・助言ができる。
- プレゼンテーションスキルを獲得し、学校内や地域に実践等を発信することができる。

交流及び共同学習を推進するための組織的対応の中心となることができる

- 交流及び共同学習に関する取組を学校内に発信するとともに、支援教育に対する理解と啓発を推進することができる。

ミドルリーダー発展期

子ども一人ひとりの課題を解決するためネットワークを活用することができる

- 子ども一人ひとりの教育的ニーズを実現するため、教育・福祉・医療・労働等関係機関と情報共有するなど、連携することができる。（校内での支援体制のコーディネートができる。）

校内の支援教育を積極的に進めることができる

- 子どもの発達段階や認知特性、習熟度に応じて、各教科・領域、自立活動において指導内容や支援方法等に創意工夫を凝らした授業を計画することができる。
- 支援の必要な子どもの指導・支援について、経験年数の少ない教員に対し助言することができる。

交流及び共同学習を積極的に進めることができる

- 子どもどうしの相互理解を深める交流及び共同学習を計画的に進めることができる。
- 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向け、効果的な交流及び共同学習を実践することができる。

初任期

子ども一人ひとりの課題を解決するため相談することができる

- 支援の必要な子どもの実態を把握し、学年の教員や支援教育コーディネーターに助言や指導を仰ぐことができる。

個に応じた指導・支援ができる

- 子ども一人ひとりに応じた「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、計画に基づいた指導・支援ができる。
- 個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、自立活動の観点から目標や指導内容・支援方法を設定し、教材・教具の工夫ができる。

学級の子ども一人ひとりの実態把握ができる

- 学級の子ども一人ひとりの実態を把握し、学級の課題をとらえ、その背景を多角的に分析できる。
- 子ども一人ひとりに居場所があるような、相互に違いを認め合う学級づくりができる。
- 「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する意義を理解し、障がいに対する正しい知識を身に付けている。

（教員養成期における到達目標）
採用時

様々な人と関わりを持つことができる

- 自分が所属する集団以外の集団との連絡調整役を担うことができる。

支援教育に関する基礎的な知識を身に付けている

- 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるための知識を身に付けている。
- 自立活動の指導の意義、内容などを理解している。

他の人の個性や人格を尊重できる

- 多様な人との出会いを通して、他の人の個性や人格を尊重できる。
- インクルーシブ教育システムの構築の理念を理解している。

「インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）」

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

<http://inclusive.nise.go.jp/>

合理的配慮に関する実践事例のデータベースや関連法令、障がいのある子どもの教材・支援機器等に関する情報等、支援教育に関する情報が掲載されています。

「大阪府教員等育成指標」について

「OSAKA教職スタンダード」（職に応じた指標）

大阪府教員等育成指標について

OSAKA教職スタンダード

スクールリーダースタンダード

専門領域【養護教諭】			
	1 学校保健活動の推進	2 学校保健に関わる危機管理	3 健康管理及び健康相談
第4期 キャリアの成熟期	地域レベルでの学校保健の向上に貢献することができる ○近隣の学校や、関係機関との協働によって教育活動を推進することができる。 ○地域の他の養護教諭を支援するなど、その資質を高めることができる。 ○健康教育について教育課程の編成、実践及び評価を通して全体計画を作成できる。または全体計画の作成に参画することができる。	学校保健推進の観点から学校危機管理体制を推進することができる ○学校保健に関わる危機管理について、学校、家庭、地域などと協力体制を確立することができる。 ○事故の未然防止、抜本的改善、再発防止を組織的に推進することができる。 ○学校における事件事故・災害に備えた救急体制や、心のケアの支援体制を整備するなど、学校危機管理体制を推進することができる。	関係機関と連携した支援体制の推進的役割を担うことができる ○健康観察や健康診断及び健康相談の結果を踏まえ、関係機関との連携を深め課題を解決することができる。 ○感染症の拡大予防や発生時の対応について、保健所等からの助言を受けたり、近隣の学校と情報共有したりするなど、積極的な措置を行うことができる。 ○健康課題や学校保健の課題解決に向けて、専門性を生かし、指導的役割を果たすことができる。
第3期 ミドルリーダー深化期	学校教育目標の実現に向けて工夫改善し、教職員の支援を行うことができる ○他校、他校種の教職員との連携・協力を推進することができる。 ○組織運営や学校経営に積極的に関わり、保健組織の主體的な活動や、学校教育目標の実現に向けて工夫改善することができる。 ○学級担任や教科担任等と連携し、専門性を生かした健康教育の実施や、教職員が行う子ども及び家庭への対応について、支援することができる。	学校保健に関わる危機管理体制において指導的役割を果たすことができる ○学校保健に関わる危機管理に関する校内研修[救急処置・感染症・アレルギー等]において指導的役割を果たすことができる。 ○緊急時に具体的な指示を行い対応するとともに、教職員へ的確な指示を行うことができる。	組織的な支援体制の充実を図ることができる ○子どもに自己理解を促すとともに、自分自身で解決しようとする力を身に付けさせることができる。 ○心身の健康課題を総合的に捉え、学校医や保護者及び関係機関と連携し、組織的な支援体制の充実を図ることができる。 ○感染症の予防対策と発生時の対応について、地域の発生状況も踏まえた迅速な措置を行うことができる。
第2期 ミドルリーダー発展期	健康課題に適切に対処するため、積極的に連携をすることができる ○連携による情報共有を積極的に行ったり、保健組織活動の企画運営に参画したりすることができる。 ○保健室経営計画に沿って教職員と連携・協働し、活動及び指導を行うことができる。また、年度途中でも必要に応じて計画の見直し及び改善を図ることができる。 ○学級担任や教科担任等と連携し、専門性を生かした健康教育ができる。	学校保健に関わる危機管理体制の充実を図ることができる ○子どもの傷病の状況から、学校保健に関わる危機管理の課題を教職員と連携するなど、事故の未然防止を図ることができる。 ○学校の危機管理体制について学校の中心となり、緊急時に、教職員へ具体的な指示を行うことができる。	心身の健康課題について、教職員に周知し、共通理解を図ることができる ○心身の健康課題について、子どもに自己理解を促すことができる。 ○健康観察や健康診断の結果を、教職員と共有し、健康課題やいじめ、不登校の早期発見・早期対応に繋げるとともに保健指導や健康相談に生かすことができる。 ○感染症の予防対策と発生時の対応について教職員が迅速な措置を行うことができるよう、指導的役割を果たすことができる。
第1期 初任期	健康課題に適切に対処するため連携することができる ○担任、家庭、地域、関係機関及び学校三師とともに、子どもや学校の健康課題に対して適切に対処することができる。 ○学校組織運営及び校務分掌を理解し、組織の一員として、自身の役割を果たすことができる。 ○学校教育目標をもとに保健室経営計画を作成し、計画に沿った活動及び指導を行うことができる。	学校保健に関わる危機管理ができる ○医療機関への受診の有無を含めた的確な判断のもと、適切な処置を行うとともに保健指導を実施することができる。 ○医療機関一覧表の作成や、子どもの健康課題や疾患等について情報共有するなど、救急体制について教職員と共通理解を図ることができる。 ○危機管理マニュアルの策定及び改善に参画し、学校の危機管理において適切な対応ができる。	子どもの心身の健康状態を把握し対応することができる ○健康観察や健康診断の実施及び事後措置を行い、適切な保健指導を行うことができる。 ○感染症の予防対策や発生時の対応を適切に行うことができる。 ○健康課題に対し、当該の子ども等に対して適切な指導を行うとともに、保護者に対して必要な助言を行うことができる。
第0期 (教員養成期における到達目標)	学校保健及び保健組織活動について理解している ○子どもの心身の健康の保持増進に向けた取組み及び連携の重要性を理解している。 ○学校保健に関わる法規や養護教諭の職務及び保健室の機能について学んでいる。 ○健康教育について学んでいる。	学校保健に関わる危機管理の基礎的な知識を身に付けている ○救急処置に関する医学的知識と技術を身に付けている。 ○学校保健に関わる危機管理の基礎的な知識を身に付けている。	子どもの心身の健康課題に関する基礎的な知識を学んでいる ○健康観察や健康診断の実施と事後措置について学んでいる。 ○感染症に関する医学的知識を学び、予防対策や発生時の対応を理解している。 ○心身の発達段階や、子どもの背景が多様であることを理解し、様々な課題に対する健康相談について学んでいる。

「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1384974.htm

他の教職員や専門スタッフと連携した取組みについて示された参考資料。

「児童生徒等の健康診断マニュアル」（日本学校保健会）【項目3】

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H270030/index_h5.html

「大阪府教員等育成指標」について

「OSAKA教職スタンダード」（職に応じた指標）

大阪府教員等育成指標について

OSAKA教職スタンダード

スクールリーダースタンド

専門領域【栄養教諭】			
	1 食に関する指導 個別的な相談指導	2 栄養管理	3 衛生管理
第4期 キャリアの成熟期	関係機関と連携した食育体制の推進的役割を担うことができる ○子どもの実態に基づき、校種間の連携を図り食育体制の推進的役割を担うことができる。 ○所属する市町村の食育推進計画の策定に参画し、地域の食の課題が改善されるよう取り組むことができる。 ○食物アレルギー等子どもの健康課題に関し、専門性を生かし、指導的役割を果たすことができる。	他の栄養教諭等を指導できる ○献立作成や調理、配食等に関し、各府立学校や所属する市町村において指導的役割を果たすことができる。	他の栄養教諭等を指導できる ○衛生管理に関して、各府立学校や所属する市町村において指導的役割を果たすことができる。
第3期 ミドルリーダー深化期	子どもの実態に応じた食に関する指導を行い、その評価及び改善を行うことができる ○子どもの実態に基づいた食に関する指導を実践し、評価及び改善を行うなど効果的に推進することができる。 ○食に関する指導について教育課程の編成、実践及び評価を通して全体計画の見直し、調整を行い、保護者・地域と連携した取組みを改善・強化することができる。 ○専門性を生かし、食に関する課題を総合的にとらえ、教職員や保護者と連携し、効果的な相談指導を行うことができる。	献立を評価し改善できる ○子どもの実態を把握した上で献立を評価し、改善することができる。 ○食に関する指導の全体計画の見直しと共に年間献立計画を評価し、改善することができる。 ○調理、配食等に関する課題を解決することができる。	衛生管理について評価し改善できる ○学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理体制や作業区分等について総合的に評価し、課題の改善を図ることができる。 ○直近に発生している食中毒や感染症について理解し、具体的な対応方策を考えることができる。
第2期 ミドルリーダー発展期	教職員と連携して食に関する指導や相談指導を行うことができる ○食に関する指導における栄養教諭の役割を理解した上で、学級担任や教科担任等と連携し、専門性を生かした食に関する指導ができる。 ○食に関する指導の全体計画の作成に参画し、教職員との連携を推進することができる。 ○養護教諭等と連携し、成長曲線・肥満度曲線等を活用するなど、専門性を生かし相談指導を行うことができる。	教材となる献立を作成できる ○子どもの健康状態や地域の実態に応じた献立を作成することができる。 ○地場産物を活用し、教材として活用できる献立を作成することができる。 ○調理、配食等に関し、適切に指導・助言することができる。	適切な衛生管理を行うことができる ○適切な関係諸帳簿を作成し、それらを衛生管理に活用することができる。 ○調理従事者に衛生管理を徹底させるため適切に指導・助言することができる。 ○近隣で発生している感染症等を把握し、危機管理対策について具体的な対応方策を考えることができる。
第1期 初任期	子どもの発達段階や実態に応じた指導を行うことができる ○発達段階に応じた指導内容を理解した上で、専門性を生かした指導を行うことができる。 ○食に関する指導の全体計画の作成に参画している。 ○食物アレルギー等に関する基礎的な知識やカウンセリングの基礎を生かし、子どもの状況に応じて、保護者と連携し、適切な対応ができる。	適切な栄養量で献立を作成できる ○学校給食摂取基準に基づき、食品構成を考慮した献立を作成することができる。 ○食に関する指導の全体計画を踏まえた年間献立計画を作成することができる。 ○調理、配食等に関し、指導・助言することができる。	基本的な衛生管理を行うことができる ○学校給食衛生管理基準を理解し、関係諸帳簿を作成し、食中毒防止のための基本的な衛生管理を行うことができる。 ○調理従事者に衛生管理を徹底させるため指導・助言することができる。 ○食中毒や異物混入等に関する危機管理対策について理解し、具体的な対応方策を考えることができる。
第0期 （教員養成期における到達目標） 採用時	食に関する指導や個別的な相談指導の基礎的な知識を学んでいる ○栄養教諭の専門性を生かした指導について理解している。 ○子どもの健康課題に気づき、食物アレルギーや肥満・痩身、スポーツ栄養等の情報を収集することができる。 ○食物アレルギー等に関する知識やカウンセリングの基礎を習得している。	栄養管理の基礎を学んでいる ○学校給食の役割・意義について理解している。 ○学校給食実施基準について学び、献立作成する能力を身に付けている。 ○基本的な調理の知識・技術を習得している。	衛生管理の重要性を理解している ○衛生管理の重要性について理解している。 ○学校給食衛生管理基準について学習している。 ○安心安全な食材を選定することができる知識を身に付けている。

「初任者・新規採用者研修の手引」（大阪府教育センター、毎年度更新）

「栄養教諭の研修と職務」のページ（P36～P47）には栄養教諭の役割、食に関する指導、衛生管理の徹底などについて簡潔にまとめられています。また、参考となる資料のリストも掲載されています。